

消保第7480-12号
平成26年2月19日

群馬県高圧ガス溶材協会
会長 茂木 俊宏 様

群馬県総務部消防保安課長 中山 勝



「群馬県高圧ガス容器管理指針」の運用開始に伴う監修について（通知）

平成26年2月4日付けで依頼のあったこのことについて、内容を精査した結果、適切と認められます。また、「群馬県消防保安課監修」の名義の使用についても併せて承認します。

群馬県総務部消防保安課
保安係 TEL 027-226-2246

群馬県高圧ガス容器管理指針

群馬県高圧ガス溶材協会
群馬県総務部消防保安課監修

1 指針の目的

この指針は高圧ガス保安法の目的に基づき、高圧ガス供給事業者及び消費事業者並びに関係団体が、高圧ガス容器の適正な管理の徹底と安全な消費を確保するための自主的保安活動を促進し、高圧ガス容器による災害の発生を防止することを目的とする。

2 指針の対象

この指針は工業用として使用する高圧ガス容器（高圧ガス保安法第 41 条規定する容器で内容積 1 リットル以上の容器をいう。）を使用し高圧ガスの販売、製造、貯蔵、移動、消費を行う者及び関係団体を対象とする。

3 用語の定義

① 供給事業者

県内の消費事業者に高圧ガスの販売を事業とする者をいう。

② 消費事業者

県内において、容器に充てんされた高圧ガスを消費する者をいう。

③ 放置容器

現に所有者又は使用者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

④ 長期滞留容器

容器内のガスの有無にかかわらず、引渡し後 1 年以上消費事業所に滞留している容器をいう。

⑤ 関係団体

県内高圧ガス保安団体をいう。

⑥ 関係機関

警察、消防及び県消防保安課をいう。

4 供給事業者が行うべき措置

供給事業者は、高圧ガス保安法の遵守に加え、次の措置をとるよう努力するものとする。

- ① 高圧ガス容器の受入及び引渡台帳を備え、常に高圧ガス容器の履歴管理を徹底する。
- ② 高圧ガス容器は表示等により、その所有者を明確に識別できるようにする。
- ③ 高圧ガスの販売にあたっては、充てんしている高圧ガス容器が貸与又は売却かを明確にし、消費事業者にその旨を説明する。
- ④ 消費事業者の保安状況を明示した台帳を備えると共に、消費事業者に高圧ガスの

消費、貯蔵、移動、廃棄の基準の遵守及び容器の適正管理について要請・指導を行う。

- ⑤ 1年に2回以上、消費事業所における高圧ガスの容器の管理状況を調査する。
- ⑥ 同じ高圧ガス容器は原則として1年以上継続して同一消費事業所に滞留させない。
- ⑦ 使用済み高圧ガス容器の回収は速やかに行い、消費事業者からの依頼があった場合は、自社取扱容器以外の容器であっても回収する。この場合、回収した自社所有以外の容器は、供給事業者団体が開催する容器交換会まで一時保管する。
- ⑧ 関係団体への加入等により保安に関する最新情報を入手し、従事者に対して少なくとも1年に2回以上保安教育を行う。

5 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は、次の措置をとるよう努力するものとする。

- ① 高圧ガス保安法の基準を遵守し貯蔵、移動及び消費を行う。
- ② 事業所には、高圧ガス容器管理台帳（供給事業者の発行する納品書、受領書の保管でも可）を備え、高圧ガス容器管理担当者を選任し高圧ガス容器の管理を行う。
- ③ 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、必要以上に貯蔵しない。
- ④ 毎日の作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器管理担当者が管理状況を確認する。
- ⑤ 使用済み高圧ガス容器は、速やかに供給事業者へ返却することとし、使用中の容器であっても原則として1年以上滞留させない。
- ⑥ 高圧ガスを取り扱う従事者に対して、関係団体等が主催する講習会に参加するなどし、1年に1回以上の高圧ガスの保安に関する教育を実施する。
また、供給事業者から、高圧ガスを安全に消費するための適切な情報を受けた際には、従事者に対して情報を共有周知する。
- ⑦ 高圧ガス容器の紛失及び盗難にあった場合は、供給事業者に速やかに連絡する。
- ⑧ 事故発生時の緊急連絡体制をあらかじめ設け周知する。

6 関係団体がとるべき措置

関係団体は[1指針の目的]に向け、次の措置をとるよう努めるものとする。

- ① 高圧ガス容器の適正な取扱について、加入事業者及び消費事業者に対し周知・啓発を行う。
- ② 放置容器の回収を円滑に行うため、回収した高圧ガス容器の容器交換集積所を設けるなど必要な措置をとる。
- ③ 関係法令に基づいた放置容器の処理体制を構築する。

7 その他

この指針は平成 26年6月1日運用開始とする